（２）会計帳簿に記載不備がある場合

|  |
| --- |
| 政治資金監査報告書令和×年×月×日○○○○（国会議員関係政治団体名）代表　○○　○○　殿登録政治資金監査人　○○　○○　　登録番号　第　××××　号研修修了年月日　令和×年×月×日１　監査の概要（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。（４）この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）において行った。２　監査の結果私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、○○（※３）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。３　業務制限○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※４）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 以　　上　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（※１）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第１７条第１項に規定する収支報告書」とすること。

（※２）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、

政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（１）（※２）の（注）を参照のこと。

（※３）支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

（※４）使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

（※５）その他の留意事項

　　・　「１　監査の概要」（１）及び（３）には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

　　・　「２　監査の結果」（１）及び（３）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。